

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 建築基準法の規定による構造計算適合性判定の委任……………(都市整備局市街地建築部建築企画課)……………一
- 救急医療機関の協力申出の撤回……………(福祉保健局医療政策部救急災害医療課)……………一
- 指定障害福祉サービス事業者の廃止……………(福祉保健局障害者施策推進部計画課)……………一
- 指定障害福祉サービス事業者の指定……………(同)……………三
- 技能教育施設の指定解除……………五
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………五
- 都市計画事業の施行……………(建設局道路建設部管理課)……………八

告示

● 東京都告示第百七十八号
建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第十八条の二第一項の規定により国土交通大臣が指定する者に、法第六条の三第一項及び第十八条第四項

の構造計算適合性判定の全部を行わせることとしたため、法第七十七条の三十五の八第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年二月十五日

東京都知事 舛添 要一

名称及び住所
業務区
構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

株式会社確認サービス
愛知県名古屋市中区栄四丁目三番二十六号
東京都内全域
愛知県名古屋市中区栄四丁目三番二十六号
新宿区新宿一丁目十六番十号
大阪府大阪市北区梅田一丁目十一番四号
静岡県静岡市葵区御幸町十一番地の十
国分寺市本町二丁目二番十号
足立区千住仲町四十番十二号
神奈川県川崎市中原区小杉町一丁目四百三番
愛知県豊橋市駅前大通二丁目三十三番地の一

添要一
指定構造計算適合性判定機関に行わせることとした構造計算適合性判定の業務及び業務の開始の日

法第六条の三第一項及び同法第十八条第四項の構造計算適合性判定の全部
平成二十八年一月二十日

東京都告示第百七十九号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第二条第二項の規定に基づき、救急業務に関し協力する旨の申出が撤回された病院を次のとおり告示する。

平成二十八年二月十五日

東京都知事 舛添 要一

名称	所在地	撤回年月日
三ノ輪病院	荒川区東日暮里一丁目四番三十三号	平成二十七年十二月三十一日

東京都告示第百八十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)第四十六条第二項の規定に基づく届出があったので、法第五十一条及び指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する

規則(平成十八年東京都規則第七十二号)第六条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年二月十五日

東京都知事 舛 添 要 一

指定障害福祉サービス事業者

サービスの種類 居宅介護

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社ビジュアルビジョン	けあビジョン文京	文京区弥生2-6-7 竹田コーポ1階	平成27年8月15日
特定非営利活動法人自立生活支援センター歩歩	自立生活支援センター 夢来	清瀬市元町1-8-20 エスタ清瀬103	平成27年8月17日
有限会社寿創	ゆうゆう	世田谷区北島山1-29-8	平成27年8月31日
株式会社エンジェル	ケアステーションエンジェル	北区中里2-20-9	同日
株式会社ビジュアルビジョン	けあビジョン荒川	荒川区西尾久3-20-8 ローヤルシティ西尾久103号	同日
テルウェル東日本株式会社	テルウェル東日本江戸川介護センタ	江戸川区東葛西6-13-13 フローラル東葛西II 202	同日
株式会社RSJ Beauty&Health Care	訪問介護事業所かりん	昭島市昭和町4-11-23 原田ビル2F-A	同日
和み介護システム株式会社	さくら介護ステーション町田南	町田市成瀬が丘1-1-10 成瀬グリーンハイフ106	同日

サービスの種類 重度訪問介護

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社ビジュアルビジョン	けあビジョン文京	文京区弥生2-6-7 竹田コーポ1階	平成27年8月15日
特定非営利活動法人自立生活支援センター歩歩	自立生活支援センター 夢来	清瀬市元町1-8-20 エスタ清瀬103	平成27年8月17日
有限会社寿創	ゆうゆう	世田谷区北島山1-29-8	平成27年8月31日
株式会社エンジェル	ケアステーションエンジェル	北区中里2-20-9	同日
株式会社ビジュアルビジョン	けあビジョン荒川	荒川区西尾久3-20-8 ローヤルシティ西尾久103号	同日
株式会社RSJ Beauty&Health Care	訪問介護事業所かりん	昭島市昭和町4-11-23 原田ビル2F-A	同日
和み介護システム株式会社	さくら介護ステーション町田南	町田市成瀬が丘1-1-10 成瀬グリーンハイフ106	同日

サービスの種類 同行支援

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人江東園	江東園ホームヘルプステーションつばき	江戸川区春江町2-5-15	平成27年5月31日
社会福祉法人江東園	江東園ホームヘルプステーションしのぎ	江戸川区篠崎町7-18-8-102	同日
特定非営利活動法人なぎさ虹の会	NPO虹の会介護ステーション	江戸川区南葛西7-2-3	平成27年8月1日
特定非営利活動法人自立生活支援センター歩歩	自立生活支援センター 夢未	清瀬市元町1-8-20 エスタ清瀬103	平成27年8月17日
株式会社ビジュアルビジョン	けあビジョン荒川	荒川区西尾久3-20-8 ローヤルシティ西尾久103号	平成27年8月31日
和み介護システム株式会社	さくら介護ステーション町田南	町田市成瀬が丘1-1-10 成瀬グリーンハイヴ106	同日

サービスの種類 自立訓練(生活訓練)

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人武蔵野	ワークセンター大地	武蔵野市吉祥寺北町4-11-16	平成27年8月31日

●東京都告示第百八十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)第三十六条第一項の規定により、平成二十七年八月一日付けで指定障害福祉サービス事業者を指定したので、法第五十一条及び指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則(平成十八年東京都規則第七十二号)第六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年二月十五日

東京都知事 外 添 要 一

指定障害福祉サービス事業者

サービスの種類 居宅介護

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者
広和企画株式会社	スマイルライフサポート	千代田区富士見2-4-6	
株式会社グッドライフケア東京	グッドライフケア訪問介護 文京	文京区小石川2-19-1 林田ビル1階	
合同会社ナチュラルケア	ナチュラルケア	大田区仲六郷1-45-6 星野ハウス1階	
株式会社ケアリッツ・アンド・パートナーズ	ケアリッツ田園調布	大田区田園調布2-41-18 日本長ビル2階	
株式会社やさしい手	やさしい手 千歳鳥山巡回訪問介護事業所	世田谷区南鳥山6-10-9	身体障害者
株式会社ケアライン	ケアライン中野	中野区中野3-1-3 カーサ杉本101	
アースサポート株式会社	アースサポート志村	板橋区志村1-16-6	
ドリームスター合同会社	ドリームスター	練馬区下石神井2-18-11 コーピアズ- II 102	
株式会社ケアリッツ・アンド・パートナーズ	ケアリッツ練瀬	足立区弘道1-3-25 加藤ビル1階	
株式会社レジオン	ケアセンター恵	葛飾区青戸8-1-19 第十三アサヒハイツ105	
株式会社ケアリッツ・アンド・パートナーズ	ケアリッツ葛西	江戸川区西葛西5-7-8 第2ドミール森田1階	
株式会社シティウイング	マーレケアサービス	江戸川区船堀4-11-8-101	
株式会社ケアサービス夢	ケアサービス ゆめ	立川市錦町1-6-23 渡辺ビル103	
株式会社グローライフ	ピースまちだヘルパーステーション	町田市野津田町2634 レスポワールK105	
有限会社はまなす	はまなす介護センター	東村山市野口町2-12-10 パークビル10番館101	

サービスの種類 重度訪問介護

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者
広和企画株式会社	スマイルライフサポート	千代田区富士見2-4-6	
株式会社グッドライフケア東京	グッドライフケア訪問介護 文京	文京区小石川2-19-1 林田ビル1階	
合同会社ナチュラルケア	ナチュラルケア	大田区仲六郷1-45-6 星野ハウス1階	
株式会社ケアリッツ・アンド・パートナーズ	ケアリッツ田園調布	大田区田園調布2-41-18 日本長ビル2階	
株式会社やさしい手	やさしい手 千歳鳥山巡回訪問介護事業所	世田谷区南鳥山6-10-9	身体障害者
株式会社ケアライン	ケアライン中野	中野区中野3-1-3 カーサ杉本101	

アースサポート株式会社	アースサポート志村	板橋区志村1-16-6	
ドリームスター合同会社	ドリームスター	練馬区下石神井2-18-11 コーピアズ- II 102	
株式会社ケアリッツ・アンド・パートナーズ	ケアリッツ練瀬	足立区弘道1-3-25 加藤ビル1階	
株式会社レジオン	ケアセンター恵	葛飾区青戸8-1-19 第十三アサヒハイツ105	
株式会社ケアリッツ・アンド・パートナーズ	ケアリッツ葛西	江戸川区西葛西5-7-8 第2ドミール森田1階	
株式会社ケアサービス夢	ケアサービス ゆめ	立川市錦町1-6-23 渡辺ビル103	
株式会社グローライフ	ピースまちだヘルパーステーション	町田市野津田町2634 レスポワールK105	
有限会社はまなす	はまなす介護センター	東村山市野口町2-12-10 パークビル10番館101	

サービスの種類 同行支援

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者
合同会社ナチュラルケア	ナチュラルケア	大田区仲六郷1-45-6 星野ハウス1階	
株式会社ケアライン	ケアライン中野	中野区中野3-1-3 カーサ杉本101	
株式会社レジオン	ケアセンター恵	葛飾区青戸8-1-19 第十三アサヒハイツ105	
一般社団法人たまがらねっと	ヘルパーステーション たまがらねっと	国立市中1-14-30-1	

サービスの種類 短期入所

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者
社会福祉法人せたがや桜の木会	短期入所 どんぐりホーム上町	世田谷区世田谷3-9-1	知的障害者
特定医療法人社団潤恵会	ひのき ショートステイ	足立区新田2-16-13	身体障害者

サービスの種類 生活介護

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者
一般社団法人ナースプラネット	療養通所それいゆ	荒川区東尾久3-19-6	
特定非営利活動法人障がい者自立支援塾	自立支援塾クリード青梅	青梅市新町7-54-6 クリード青梅新町管理棟	
社会福祉法人紫苑の会	第2シャロームの家	町田市金森7-18-2	知的障害者
一般社団法人なれっじ・ネットワーク	びっころもんど	町田市中町4-13-1 1階	

サービスの種類 自立訓練(生活訓練)			
申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者
社会福祉法人原町成年寮	フォレスト	葛飾区立石5-10-10 あいおい同和損保葛飾2階	知的障害者

サービスの種類 就労移行支援			
申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者
有限会社ユーオン	ルーチェ・チアラ	荒川区西日暮里1-37-12	

サービスの種類 就労継続支援A型			
申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者
株式会社ヒューマングロー	ヒューマングロー亀戸	江東区亀戸1-31-7	身体障害者(内部障害) 知的障害者 精神障害者 障害等対象者
特定非営利活動法人ホープワールドワイド・ジャパン	ホープ就労支援センター渋谷	渋谷区笹塚2-16-1	身体障害者(内部障害) 知的障害者 精神障害者 障害等対象者

サービスの種類 就労継続支援B型			
申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者
一般社団法人福祉心話会	しんわ町田事業所	町田市森野6-195-5 横山第3ビル1階	知的障害者

サービスの種類 共同生活援助		
申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地
株式会社ケアプラン徳丸	ホームさんさん	板橋区
一般社団法人ニールテラーホーム	ニールテラーホーム	福生市福生1744-3 フォンテーンヌ加美101
特定非営利活動法人コクア	ACCたまがわ	狛江市

告 示 (教)

●東京都教育委員会告示第四号

学校教育法施行令(昭和二十八年政令第三百四十号)第三十六条第一項の規定に基づき、技能教育施設の指定を解除したので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年二月十五日

東京都教育委員会

- 一 指定を解除した技能教育施設の名称及び所在地
杉並高等専修学校
杉並区上荻四丁目二十九番五号
- 二 解除年月日
平成二十八年二月十五日

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年二月十五日

東京都知事 外 添 要 一

一 申請のあった年月日

<p>平成二十七年十二月四日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人日本医療教育プログラム推進機構</p> <p>三 代表者の氏名 黒川 清</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都品川区大崎一丁目十九番十号 大崎Kビル六F</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民を対象として、医療教育に関する調査研究事業、医療教育に関する普及啓発活動、講習会やセミナー等による教育支援事業を行うことにより、医療サービスの質の高揚を通じて、医療又は福祉の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十七年十二月四日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人日本胸部外科学会</p> <p>三 代表者の氏名 坂田 隆造</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都文京区後楽二丁目三番二十七号 テラル後楽ビル一階</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、胸部外科学の学術研究に関する事業を通して、胸部外科学の進歩と普及に貢献し、学術文化の発</p>	<p>展と国民の医療福祉に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十七年十二月七日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人BLUE FOR TOHOKU</p> <p>三 代表者の氏名 小木曾 麻里</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都新宿区若葉一丁目十五番地 秀和四谷パークサイドレジデンス五〇二</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、東日本大震災にて被害を受けた児童養護施設を中心に、東北地方の児童養護施設で生活をする子どもたちの支援を目的としています。特に、児童養護施設退所後の自立支援に主眼をおき、就学就労支援を中心に活動を行っていきます。また、活動資金の寄付やボランティアとしての参加を広く社会より募ることにより、児童養護施設の実態をより多くの人々に知ってもらい、虐待等の子ども問題がより少ない社会の実現を目指すことを目的とします。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十七年十二月七日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人CAPユニット</p> <p>三 代表者の氏名</p>	<p>緒方 恵</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都新宿区百人町一丁目十四番二号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、子どもと子どもに関わる一般市民に対して、子どもへの暴力や虐待等の防止に有効な対策の一つであるCAP(Child Assault Prevention)子どもへの暴力防止)プログラムを提供し、暴力防止に関する知識や情報を知らせる啓発事業を行うことで、子どもの人権確立と、全ての人が安全かつ健康に暮らせる社会の形成に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十七年十二月八日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人かたつむり</p> <p>三 代表者の氏名 西村 南海子</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都八王子市みなみ野一丁目七番一号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、発達障害およびその周辺の特性を抱える子ども(者)の親・家族のピアサポートを促進し、また学びの機会を提供することにより、当事者の可能性を損なうことなく、その子らしく成長することに寄与することを目的とする。また地域社会に対して、見目にはわかりづらい困難を抱えて生きている発達障害児(者)の</p>
---	---	---

特性理解を普及・啓発し、地域社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年十二月八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本高血圧学会

三 代表者の氏名

梅村 敏

四 主たる事務所の所在地

東京都文京区本郷三丁目二十八番八号 日内会館二階

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、高血圧並びにこれに関する諸分野の研究調査、知識の普及、啓発、学術集会の開催を行うことにより学術を進歩向上させ、もって広く国民の健康増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年十二月八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ACE

三 代表者の氏名

尾上 由香

四 主たる事務所の所在地

東京都台東区東上野一丁目六番四号 あつきビル三階

五 定款に記載された目的

この法人は、次の目的を達成する。

(1) 広く一般市民を対象として、児童労働(十八歳未満の子どもによる強制的あるいは危険な労働)やその他困難な状況に置かれている子どもたちの状況に関する啓発広報活動や開発教育(人類共通の課題について知り、考え、解決に向けて行動を促すための教育活動)を行い、問題解決に向けて積極的に行動する市民を育成する。

(2) 児童労働者やその他困難な状況に置かれている子どもたちの救済、回復および児童労働の予防を目的として、子どもを含む市民や他団体との協働や国際協力活動を行い、子どもの権利が保障され、すべての子どもが希望を持って安心して暮らせる社会を実現する。

(3) 児童労働等の子どもたちの権利を侵害する事象を起こす原因となっている企業活動や消費の在り方、またそれを支える価値観を見直し、持続可能な社会の構築に向けて、その構造的な変化をもたらす。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年十二月八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人くたち夢ファーム

三 代表者の氏名

鰐部 行崇、黒崎 卓、上村 和子

四 主たる事務所の所在地

東京都国立市富士見台三丁目三十二番地の四 日商岩井マンション一一〇

五 定款に記載された目的

この法人は、生活困窮にある人達に自立支援のための機会を提供することを活動目的とする。(以上原文のまま掲載)

この法人は、生活困窮にある人達に自立支援のための機会を提供することを活動目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年十二月九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人中川希望塾

三 代表者の氏名

中川 博迪

四 主たる事務所の所在地

東京都中央区京橋二丁目八番十八号 昭和ビル十階

五 定款に記載された目的

この法人は、国民の真の豊かさを取り戻すため、社会のさまざまな問題について実態を探り、解決策を考え、実践できる人材を育成するとともに市民に対して啓蒙を図り、もって希望あふれる社会の建設に資することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年十二月九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人こどもプラットフォーム

三 代表者の氏名

丸山 裕美

四 主たる事務所の所在地

東京都港区南青山二丁目二番八号

五 定款に記載された目的

この法人は、子どもとその家族が自由に参加できるイベント等を通して相互交流の機会を提供するとともに、地域の子育て支援者及び団体、福祉施設、教育機関、企業、行政機関等の情報提供と継続的な連携のための基盤整備を行い、子どもの豊かな遊びの環境づくりとその情報発信に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

都市計画道路事業の施行について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年二月十五日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 都市計画事業の種類及び名称 別表のとおり
- 二 施行者の名称 東京都
- 三 事務所の所在地 新宿区西新宿二丁目八番一号
- 四 事業地の所在 別表のとおり

都市計画事業の種類及び名称	事業地の所在	事業認可の告示	所管事務
東京都市計画道路事業幹線街路放射第二十三号線及び幹線街路環状第七号線	世田谷区大原二丁目、羽根木二丁目及び松原一丁目並びに杉並区和泉二丁目地内	平成二十七年十二月二十四日	第二建設事務所
昭島都市計画道路事業三・二・十一号国営公園	昭島市中神町字東武蔵野並びに立川市泉町、上砂町一	平成二十七年十二月二十四日	北多摩建設事務所

西線及び立川都市計画道路事業三・二・三十八号国営公園西線	丁目及び上砂町三丁目地内	日関東地方整備局告示第四百九号	所
町田市都市計画道路事業三・四・十八号能ヶ谷根岸線	町田市野津田町字本村及び字関ノ上	平成二十七年十二月二十四日	南多摩建設事務所
	日関東地方整備局告示第四百十号		

発行 東京都 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 郵便番号 163-8001
 電話 ○三(五三二二)一一一一(代)
 印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区白山一丁目十三番七号 郵便番号 113-0001
 電話 ○三(三八二二)五二〇一(代)
 本号 一箇月 三〇円 (郵送料を含む)

